

# 国家戦略特区ワーキンググループ提案に関するヒアリング (議事録)

---

## (開催要領)

- 1 日時 平成 25 年 9 月 9 日 (月) 11:30~12:30
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

### <有識者>

- |    |       |                                      |
|----|-------|--------------------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | 大阪大学社会経済研究所招聘教授                      |
| 委員 | 秋山 咲恵 | 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長                |
| 委員 | 工藤 和美 | シーラカンスK&H株式会社代表取締役<br>東洋大学理工学部建築学科教授 |
| 委員 | 坂村 健  | 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授                 |
| 委員 | 原 英史  | 株式会社政策工房代表取締役社長                      |

### <提案者>

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 桃井 隆良 | ルネサンス・アカデミー株式会社代表取締役社長 |
| 松溪 康  | ルネサンス・アカデミー株式会社顧問      |
| 鎌田 茂樹 | ルネサンス・アカデミー株式会社部長      |
| 内野 晃伸 | ルネサンス・アカデミー株式会社部長      |
| 鳩 英昌  | ルネサンス・アカデミー株式会社部長代理    |

### <事務局>

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 川村 正一郎 | 内閣府地域活性化推進室長         |
| 加藤 利男  | 内閣府地域活性化推進室国家戦略特区総括官 |
| 富屋 誠一郎 | 内閣府地域活性化推進室室長代理      |
| 藤原 豊   | 内閣府地域活性化推進室参事官       |
| 宇野 善昌  | 内閣府地域活性化推進室参事官       |

## (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 「公設民営学校プロジェクト」
- 3 閉会

○藤原参事官 ルネサンス・アカデミー株式会社へのヒアリングを行います。

提案資料及び議事内容につきまして、公開とさせていただきます。

○桃井代表取締役社長 「公設民営学校プロジェクト」ということで提案いたしました。公設民営学校の試みというのは、今の日本の教育にとって必要ではないかと思っております。

それは一言で言うと、今の公教育は画一的でモノトーンではないか。そういう日本の教育を変えないと、日本の未来はないのではないか。オリンピックの開催が東京で決まりましたが、今の学校というのは、オリンピックを陸上競技の種目だけでやっているようなものではないのだろうかと思っております。一言で言うと、もっと多様な教育というのが、これからの日本に必要ではないか。では、何をもって多様とするかというのは提案させていただきたいのですけれども、ただ、このように申し上げますと、何か今までの日本の教育を否定するかのように聞こえるかもしれませんが、私自身も日本の教育を受けて、色々良かったなと思うことも多々ございます。特に私は、教育学の勉強をしております、教育学というのは教育史も勉強させられるのですけれども、その中で学んだ中身というのは、大変に日本の教育が大成功した教育であったと。これは大成功だと思います。江戸時代も既に寺子屋等で識字率の高さというのは、その当時でも世界で有数だったという研究もございますし、明治維新以降、明治5年だったかと思っておりますけれども、いわゆる学制発布ということで義務教育をやるという宣言、「邑ニ不学ノ戸ナク」という書き出しだったと思っておりますけれども、それから30年ちょっとの間で、明治38年の段階で、日本の義務教育の普及率は95.6%、当時の最先進国というのはヨーロッパ、アメリカなのですが、それを追い抜くぐらいの素晴らしい普及率であった。それが戦前で言いますところの富国強兵というか、強兵の部分是否定的に取られる弁もあるのですけれども、いわゆる産業革命、近代化を助けてきた。

1945年に日本は敗戦して、再びそこから1955年から1971年ぐらいにかけて高度経済成長を遂げて、1968年には西ドイツを抜いて今は3位ですけれども、GNPは世界第2位になった。これはもちろん教育だけの力ではないですが、やはり日本の教育が人材を育成し、その人たちが日本の経済、企業、もちろん行政、政治を支えてきて、それがあったと思う。

皆さんもよく御存じのように、1989年のバブル崩壊以降の「失われた20年」とか言いますが、そこからほぼ低成長というか横ばいというか、そういうことが始まった。ただ、バブル崩壊だけで見てはいけないと思っております、この年に冷戦体制が崩壊したわけです。正確には、1991年にソ連が崩壊して、その後、新しい戦後体制というのが生まれてきた。

先ほど言い忘れましたが、1971年に日本の高度経済成長が、色々な説があるのですけれども、高度経済成長が止まったと言われる一つの原因が、ブレトン・ウッズ体制の崩壊というか、要はドルが金と変換できなくなってしまったというニクソンショックが1971年なわけです。それ以降、日本は低成長になり、さらに現在の横ばいになってしまった。それはなぜかと言うと、日本が明治維新以降100年近く欧米をキャッチアップするという、欧米

モデルを真似するということが社会を効率化してきた。それは真似ですから、答えが分かっているし、ある意味で学ぶことも分かっているわけです。そこに向けて一心不乱に全国民を挙げてやってきた。その結果が今の日本で、そのことを否定してはいけないと思うのです。それがあっても、日本がキャッチアップしてしまったら、次はどこに行ったらいいか。アメリカですら、ヨーロッパですらこれからどう行こうかという時代です。日本は日本でどういう価値観で、どういう目標でやっていかなければいけないかということを考えていかなければいけない。そのときに、いわゆるキャッチアップ体制から、ある意味で日本はフロントランナーになる体制が変わったときに、フロントというのはどこにあるか分からないので、私は多様性のある人材の育成ということで、色んなことをやらせて、その中で答えを見つけていくことをしないとイケないのではないかと。

私が教育をしているからではありませんが、やはり日本というのは人が全ての国なのではないか。人が基本の国なのではないか。今、自然保護でもダイバーシティ、多様性が大事だと言われますが、私は日本の子どもこそ最も保護しなければいけない自然ではないか。子どもたちの多様性というものを保護していく、育てていくことが非常に重要ではないか。そういう気持ちでこの提案を作りました。

2013年からというわけではありませんが、これから日本は創造期というか、新しい日本をつくっていく時に入ったのではないかと。そのときに、まずは、多様な学習形態、学校形態、多様な先生、そして、その結果としての多様な生徒というものが育っていくことが必要ではないか。

私はたまたま、私事になりますけれども、私の長男が漫画家を目指しているものですから、最近ちょっと漫画もよく参考に読むのですが、若いときはよく漫画を読みました。だけれども、最近あまり読んでいなかったのですが、びっくりしました。日本の漫画がこんなに多様性があるって、色々な漫画があるのです。それがみんな面白い。漫画というのは元々どちらかと言うと、学校教育の中では、漫画なんか読んじゃダメよと言われていたものなのですけれども、その漫画が今や小説に匹敵するぐらいの多様な世界を持っている。そのことで私は自分の子どもを含めてですけれども、日本の若い人たちはそういう可能性を持っている。個人で立派に闘っていく資質はあるし、創造性があると思います。ですから、我々はその引き出し方、まさしく教育ですね。環境を整備していくことが大事なのではないか、このように思っております。

子どもは株式会社ですけれども、学校法人、公の教育が悪いと言っているわけではありません。そこに色々な設置形態の学校があって、それぞれの長所、短所があるかと思えます。それを切磋琢磨することによって、いい教育というものが生まれてくるのではないかと。これはお互いのためにもなるのではないかと。今の公教育というのはストリクトかと。画一的と言ったのは少し言い過ぎだったかもしれませんが、そこに例えば1割でも違った形の学校があり、学び方があると、それで救われる子どもたちがたくさんいるということだと私は思います。

提案のほうに早速、入らせていただきたいと思いますのですが、公設民営学校の必要性というのは少し置きまして、私どもがどのような精神に基づいて公設民営の学校をつくったらいいかという例を5例ほど挙げさせていただいております。それに共通しているのは、基本的には中高一貫教育、それと、学習指導要領を超えた異次元のプログラム、これは決して学習指導要領を無視するということではありません。私どもも学習指導要領はこんなに厚いものですが、当然読ませていただいている、学習指導要領にある科目の目標、学習目標というものがある。それは本当にそうだと思います。ただ、そこから先、細かくこういうことを項目で勉強したほうがいいということが書いてあるのですが、そういうことについてはもう少し自由度が高いほうがいいのではないかと考えております。

先生も多様な先生を確保するためには、いわゆる教員免許を持たないと書くと、無免許でいいのかということですが、そうではなくて、いわゆる教職課程を経ないで先生になれる道というのをもっと広く、自由に用意したほうがいいのではないかと考えています。ずっとそれでやれる人も必要だろうし、非常勤という形でやる制度も必要だろうと考えています。

五つの学校の特徴は、今、文部科学省がお考えのものと実は方向性としてはそんなに変わっているものではございません。例えば、グローバルスクールですが、国際バカロレア取得ができる学校を、今20校ぐらいしかないのですが、文部科学省は200校ぐらいにしたいということを考えております。

サイエンススクールにつきましては、今、スーパーサイエンスハイスクールということで、各地で科学教育に力を入れている重点校が生まれてきております。

アグリビジネスについては、これは農業高校の活性化も意識しております。

ベンチャースクールについては、これは商業高校の活性化です。

サイエンスは少し前後しましたが、いわゆる工業高校です。もちろん普通高校でもいいと思いますが、そういうものの活性化も意識してサイエンス、アグリビジネス、ベンチャーと書きました。

最後に、ハイブリッドスクールについては、私どもは通信制の高校を運営しておりますが、通信でインターネットを使った教育をしているのですが、その中で、いわゆる決められた課程の中で、今、約3,500名ほどの子どもたちに全国で教育をしているのですが、気づいたことがあります。実は通信制高校というのは、基本的には自学自習なのです。興味を持って自学自習に取り組んでもらうよう私どもはスマホとタブレットを生徒全員に持たせております。そういうようなことをしておりますけれども、結局は自分で勉強して、分からないところだけを質問をする。さらに課題を出して、その評価を受けて、フィードバックを受けるという形なのです。

そのときに、全て自学自習というわけにはいかないと思いますが、基本的には勉強というものは、学びというのは自学自習なのではないか。それをサポートして、我々が考えなければいけないのは、自学自習した人たちが学校という場に集まって一緒に何をす

べきかだと思えます。我々の学校ではまだそこまではできていません。来年4月の開校を目指して、大阪にも3校目の通信制高校をつくりたいと思っているのですが、そこでは、通信なのですけれども、週に1日や2日は常に来るといような通信制をやりたいと思っております。私はそれをハイブリッドスクールと言っているのですが、そこで集まらなければできない勉強、例えば、あるテーマについてディベートをする、そういうようなことも集まらないとできませんし、歌うということがすごく人たちの心をつなぐ部分がある。そうすると、合唱なんかは集まらないとつまらないわけです。例えばそういうこととか、ここに書きましたようなことは実際に集めてやるけれども、そういうものを中高一貫でやれないかなと。

御存じのように中学で通信制というのは認められておりません。でも、中高一貫の中で結果的に不登校になってしまった子たちなんかここで学んで、ハイブリッドですからネットだけでやるのではない。そういうような学校ができたらいいかんと思っております。

必要な規制改革ということでは、公立学校運営の民間委託ということですが、これについては、既に公設民営というテーマがあるということ自体、相当深く検討されていると思いますので、あえてここで言わせていただきたいのは、私どもは株式会社で学校をやっておりますが、学校法人はいわゆる法人税は無税でございます。それに伴う地方税も無税です。公益性が高いということで無税になっております。それと、ここにありますように地方税の中でも住民税、事業税、固定資産税等、全て無税となっております。それに対して、株式会社は全て一般の会社と一緒にですから課税をされております。

ここでイコールフットィングだから、学校法人と同じように株立学校を無税にしてくれとお願いしているのではありません。私どもは株式会社で学校をやっているときから百も承知でやっております、ただ、この中間と言いますか、公的な目的で仕事をしている株式会社については、軽減措置というのはあってもいいのではないかと。全く通常の株式会社と同じような課税ではおかしくないか。そういうふうに思っております。ですから、民間委託した場合に、当然学校法人が委託を受ける場合もあるでしょうし、株式会社が委託を受ける場合もありますけれども、その辺を配慮いただけないかと。

あと、学習指導要領に縛られない教育プログラムの実施というのは、基本的には、学習指導要領の精神とか目標、そういうものは遵守したいと思っております。ただ、細かく取り決められている部分について、高校で自由なプログラムでやろうとした場合でも検定教科書を買わなければいけない。小中学校は義務教育ですので教科書は無償なのですが、高校の教科書は有償です。少なくともそういう意思がある学校については、例えば、学習指導要領に拘束されないで、ただし、教育課程というのは作りますので、その教育課程が本当に子どもの成長に妥当なものかどうかということは見えていただくことは当然必要でしょうけれども、教科書も自由選択できる。このようなことが必要ではないか。さらに、実務者とか高い技能を有するスペシャリストは授業を実践でき、それが正規の授業としても認定できる。そのような制度ができるといいかと。

具体的な規制で言いますと、公設民営自体が学校教育基本法の第1条の改正がおそらく必要になることかなと思いますし、学習指導要領についても学校教育法、免許については教職免許法等の改正が必要になるかなと考えております。

○八田座長 どうもありがとうございました。

一つだけ御質問をすると、実務者、高い技能を有するスペシャリストという、特に大企業で色んな経験を積んで、英語もすごくうまいとか、あるいは技術的にも大変優れた方が教えられるのは当然のような気がするのですが、この方たちは特別免許状の授与という形になっているのですか。

○桃井代表取締役社長 そうです。そういう制度的な措置がゼロというわけではなくて、この特別免許制度というものがあると、いわゆる専門家としての、もしくは学識、例えば、博士号を持っているとか、そういう場合は免許を授与することがございます。

その実例として、ここに特別免許状の授与件数というものを別紙で挙げさせていただきました。ただ、一つ大きな問題は、非常にハードルが高くて、ここにありますように20年間で413件という件数しかない。理科系の大学院で特に問題になっているのはオーバードクター問題なのです。数万人いるドクターの方々は、博士号は持っているのですが、免許状を持っていないというのがほとんどなのです。ただ、私は一方的に制度だけの問題で言うつもりはありません。当然手を挙げる人たちがどの程度いるとか、そういう問題もありますので、これはもう少し柔軟な体制にしていきたいということです。

○八田座長 高等学校の先生になるのも、博士でもまた追加の何かが要るのですか。

○桃井代表取締役社長 そういう方が多いと思います。

○八田座長 教員免許状が要るのですか。

○桃井代表取締役社長 高等学校で教えようと思ったら、教員免許状は必ず要る。

○八田座長 例えば、博士を持っている人が特別免許状を得るためには、追加的には何が要るのでしょうか。

○桃井代表取締役社長 申請をして、その審査に通れば10年間という限定付きですけれども、免許状が出ます。

○八田座長 では、教員免許状は要らないということですね。

○桃井代表取締役社長 そうです。ただ、10年間という限定付きにはなります。

○坂村委員 こういう自由にやるということをやったときに、多分変な人がやると心配する人がいると思うのです。極端なことを言うと、カルト教育をしてしまうとか、反社会的な教育とか、そういうのはどうお考えなのですか。

○桃井代表取締役社長 教育課程というのは、当然今でも学習指導要領で作ることになっていますから、そこを見ていただくということは一つあると思います。

さらに、その後、そのとおりやっているかということも必要ですね。だから、それについてはやはりしかるべき方々の、例えば調査とかそういうものを義務付けるとか、そういうことは必要かと思えます。

○坂村委員 どうしてこの辺に厳しくなっているかという、成人しているならば、その人の自由だから、どうだろうと自由にやってくださいという感じになるけれども、特に小さな子どもの場合には判断能力がなくて、そういうことになってしまった場合には逆に不幸なことになってしまうこともある危険性はもちろんゼロではないですね。

○桃井代表取締役社長 そうです。我々もそのことはもちろん目的ではないので、防いでいく必要があるかと思っておりますので、それについては配慮した仕組みにしないとイケないと思います。

○八田座長 現状の公立学校ですらも問題のある先生がいる。少しずつチェック機能というのは出来つつあるのですが、理想的には現状の公立学校も含め、新設のものも含め、変な教育をしない。全く能力を欠いた人がやるというのを排除するための仕組みとしては、どういうものを御提案になるのでしょうか。

それから、これは特に特区ですから、特区でこれをやるとしたら、特区では少なくともこういうことをやるべきだという仕組みは何か御提案になるのでしょうか。

○桃井代表取締役社長 最初にどうするかという入口の話もございませけれども、やはりその後のことが大事で、特区を行う地方公共団体となると思うのですが、そこが大切になると思うのです。そこが当然始めるときに、私どもが述べたようなコンセプトと一緒にやろうとなったときでも、その中身がそれにふさわしいものかということの判断と、そのとおりにやっているかどうかというのは、これは第三者機関が判断するしかないと思うのです。

○八田座長 現在すでに何かしらの問題のある高校も多いのですから、一般的に評価するシステムがほしいですね。それを特区ではこういうものと組み合わせて、是非ともモデル的なチェック機構を作ればいいと思う。

○桃井代表取締役社長 それはおそらく行政の方々だけではなく、有識者の方々も含めて第三者的なチェック機関があるといいと思います。

○坂村委員 話が複雑になるのは、義務教育までとその後というのがありますね。その後だったら割と自由に色んなことをやってもいいのではないかと思うのですが、義務教育までのときにそういうことをやると、もしも特区でやったとしても、そこを出た人の将来に何かもしも後悔するようなことがあるとしたら、あまりよろしくないのかなと思う人は出てきますね。自己責任というのは気の毒だろうと。

○桃井代表取締役社長 それは本当に先生のおっしゃるとおりです。ですから、我々も最終的にはこういう学校をやりたいと思っている趣旨は、日本の子どもたちを生き生きと育てたいということなので、それが変な教育をして、それで生き生きと育てているのかと言われたら、そうではないと思います。

だから、それについては、高校生としてやるけれども、それに対するチェックだとか、入口チェックと出口チェックですね。もちろんプロセスチェックもあると思うのですけれども、それについてはきちんとした仕組みというのが私は必要だと思うし、特に最初は

事だと思えます。例えば、公設民営をやったとしても、当然1号、2号というのがあるのでしょうけれども、そこで何が行われるかということで、そこでおそらく私は地方公共団体とやるところがきちんと心を合わせて目標を作ってやっていけば、逆にいい教育ができると私は思います。

○坂村委員 もう一つ質問があるのは、株式会社でやらなくても学校法人としてやって、今の学校法人で決められたもので何か問題があるなら、そこを改革していくとかいう手もあると思うのですが、何で株式会社でないとダメなのですか。

○桃井代表取締役社長 株式会社でなければ絶対ダメだとは思っておりません。ただ、私も株式会社でずっと育ってきましたので、少子高齢社会においては経営という点で株式会社が最も合理的な組織形態であるという思いもあります。ですから、坂村先生がおっしゃるように学校法人だからダメで、株式会社だからいいと考えているわけではありません。

○坂村委員 それで、税金の問題を出すと話が複雑になるような気がします。

○桃井代表取締役社長 あくまで私が申し上げたかったのは、税金を払いたくないということをお願いしているのではなくて、ただ、イコールフットィングという点から考えると、配慮いただきたいというだけであって、ですから、結果的に、プラス補助金が私学には出ているわけですが、我々は補助金をもらいたいとは思っておりません。

○八田座長 非常に多様な教育をしたい。その一方で、一つは、変な方向に行ってしまうたら困る。コストと、学校法人には大変な補助金が入るわけですが、それが入らない代わりに税はちょっと免除ということですが、税のことですけれども、例えば、こういう仕切りはできませんか。一部の科目について民間の会社がやる場合には、一応学校全体は公立の学校で、そして、そこでは不動産取得税とか固定資産税とか、そういうものは免除されていて、そこが委託した先があたかも給食サービスの会社に委託するように、その会社自身は、委託されたところは当然法人税も払うし、要するに企業としての利潤の税を払う。そういうふうな仕切りにすることならば、法人税の税率は同じで、その代わり、諸々の他のものが免除されることになると思うのですが、それらはいかがなのでしょう。

○桃井代表取締役社長 納税は国民の義務であり、税金を払うことが国家を成り立たせていると私は思っていますので、税金を軽減されなくても我々はやります。ただ、軽減されるということは、その分、税金を少し払わなくてよくなります。それのお金で教育の充実とか、少し学費を安くするとか、教育の充実のほうがいいと思うのですが、そういうことに使いたいというだけです。それ以外の意図はありません。

○秋山委員 規制改革の議論をするときに、こういう規制、今こういう現状を打破した方がいいという話になったときに、それは制度としてあります。ただ、蓋を開けてみると、制度はあるけれども、あまりその制度は活用されていないことが多いのです。

先ほど御説明いただいた特別免許状に関して、一つの例だと思うのですが、ということで、一つの例として教えていただきたいのですが、では、20年間でこの制度が活用



された事例は400件ぐらいしかない。

○桃井代表取締役社長 統計によるとそういうことです。文部科学省が調査しているわけですが、すけれども。

○秋山委員 例えば、ある意味必要性があって、こういう制度、特別免許状という制度を用意したのに、結果として20年かけてこれくらいしか成果が出ていない、まず、その背景は実質的に何だろうかということと、20年もの間、ある意味制度が改善と言いますか、されてこなかった背景は実質的にどういうことなのかということ、是非教えていただきたい。

○桃井代表取締役社長 一つは、私自身は教員免許を持っているので特別免許の申請はしたことがないのですけれども、聞くところによると、ハードルが高すぎるということが一つあるかと思えます。もう一つは、10年と言うと、聞こえがいいですけれども、やはりそれで一生をかけようと思って転職しようと思った人にとってみたら、今、教員免許講習が10年ごとにあるとは言っても、少し短すぎるという問題があるかなと。

もう一つは、公教育及び学校のほうで、私学も含めまして、そういうものを少し後押しするものが弱いのではないか。

もう一つ言いますと、なる側にも問題があるかのように思います。では、それほど欲しい欲しいと思っている人がたくさんいるのか。応募がたくさんあったのかと言われると、ちょっとそのデータがないので、何人の人がこの審査を受けて、何人の人が取ったというのは分からないと言えないのですけれども、文部科学省にはデータがあるかもしれませんが、何とも言えないのですけれども、それももしかしたらあるかなということが複合的に重なって、こういうことになっているのかなと思います。

○坂村委員 今おっしゃったのはそうだと思います。私は大学でもって何十年も教えておりますが、こういう制度があったからといって、修士やドクターを取った人がわざわざそういうものを欲しいと思うという、申請してそれでダメだったという話は聞かないですね。

○桃井代表取締役社長 そうですね。そこは調べない。

○坂村委員 応募していないのではないかと思います。

○秋山委員 今の話をお伺いすると、制度設計があまり良くなかったのではないかと聞かせるのです。

○坂村委員 制度設計の前に、希望する人が多いのに取れないというのだったら、それは制度設計が悪いことになるけれども、そもそも希望している人があまりいないのに対して、少ないのは制度設計が悪いというのはちょっと違うのでは。

○桃井代表取締役社長 知らない人が多いですね。

○八田座長 10年で終わると、その後また再更新できるのですか。

○桃井代表取締役社長 できるようです。ただ、それがどんな要件かというのは今はっきり申し上げられない。

○八田座長 私はジョンス・ホプキンス大学のところで大学院で勉強しました。友達で博士を取った人たちは、理系は大体結構みんな大学に行ったり、企業に行ったりしました。

しかし、文系、特に英文学とかドイツ文学で博士を取った人達は、基本的にほとんどの人が高校の先生になりました。ホプキンスはそんなに悪い大学ではないのですが、それはごく普通だったように思います。あれは好きでそういう分野の勉強をしたので、大学では普通、職がないことを承知の上で博士取得に進学しているわけです。ただし、生徒もなかなか優秀で、将来立派な人になっていくというような私立の高校に就職するのが普通でした。そのときに、教員免許を取るなんていうのは聞いたことがないです。みんな博士論文に必死で、博士論文が終わると同時に就職するという感じだったのです。

○桃井代表取締役社長 博士号を取るって大変だと思うのです。だから、博士号を取るぐらいの勉強をした人は、例えば、ほぼ無条件で高校免許を付与するとか、そのぐらいの自由度はあってもいいのではないかと思います。

○八田座長 高校のほうを選べる権利がないとまずいですね。

○工藤委員 多分この数はここ十年ぐらい教職員採用がすごく厳しいハードルで、元々持っている人すら教員になれないような時代があったでしょう。

○桃井代表取締役社長 特に高校がそうなのです。

○工藤委員 だけれども、やっと今、先生たちの求人が出てきましたね。

○桃井代表取締役社長 やはり団塊の世代の方々の退職が始まって、少し楽になりました。

○工藤委員 これまで教員免許を持っていても就職できない時代だから、皆さん高校には行かない。だから、統計的にはそういう理由もあると思うのですが、質問ですが、この特区でいくつかメニューを出されていますが、具体的にこういう条件が緩和されたら、動かせるという具体的なものはあるのですか。この2番目のグローバルスクールの開設とか色々提案がありますね。

○桃井代表取締役社長 実はこの五つの案を出すときに、内部でも議論がありまして、そういう質問を頂くのではないかと。これは五つ同時に我々もできないので。例えばこれをやるから、お前のところで事業計画書を出せとか、企画書を出せと言ったら、出す準備はございます。ただ、この中で一番私どもが近いと言いますか、着手容易性と言うと失礼ですけども、それで言うと、このハイブリッドスクールだと思うのです。

それはなぜかと言うと、我々は通信の高校を既に経営しております。私どもではないのですが、ある通信制高校が、中学をやりたいということを特区でやろうとしたときに、そもそもそういうことは特区ですらできないと言われて断られたことがございました。ですから、中高一貫の通信制ということであれば、我々はノウハウもございますし、必ずしも公立の通信制高校がうまく行っているわけではないです。これは調べていただければ分かると思いますが、卒業率が極度に低いです。さらに、学費がただになってしまったものですから、学生である身分を確保するために在籍している生徒も多いのです。ですから、定員の何倍も在校生がいるということが公立では起こっていて、そういう意味で、併せてそこに挺入れをしていくことはしやすいと思っております。

○坂村委員 大学でもそうですが、いわゆる学校法人は、今ネット教育に関しては最大に

関心を持っているので、特にそういう意味で引っかかってしまうのは、株式会社にしなくても学校法人でやってもこういうことができるのではないかと思うのと、先ほど八田座長がおっしゃっていたように、そういうところから委託するようなことができたなら、おっしゃっているようなことは実現できるのではないか。

○桃井代表取締役社長 文部科学省からも学校法人になったらと盛んに勧められてはいるのですが、私は株立学校の代表をしておりますので、いくつか移行しようという学校も現実にあるわけです。ですから、その辺は我々も学校法人のいいところ。

○坂村委員 先ほど何か言われていましたね。

○桃井代表取締役社長 我々としては株式会社の良さというか、そういうものをやる学校が必要だと私たちは思っているのだから税金は、迷ったのですけれども、言わなければよかったかなと思っています。税金は今までどおりでいいです。私たちは株式会社で頑張ります。

○工藤委員 今、御提案される上で、ノウハウも坂村委員がおっしゃったようにすごく絞って、今まさにどこでもそうだし、それが限界集落での公教育の問題もそうです。公教育の現場では、実は大変多くの問題がいっぱい存在している。そこで、新しい時代のこういうハイブリッドな教育みたいなものが正規に入り込んでくる必要な場面なので、何かもう少し絞られて、今までのノウハウを入れて出されるほうが、はるかに特区でやっていく意味がある。

○坂村委員 印象に残るのが、株式会社で税金免除してくれというところ。いいこともおっしゃっているのだけれども、そこばかりが残ってしまうと何となく。

○桃井代表取締役社長 これは別の問題だということで、この場ではなくて、だから、ある意味で正直撤回してもいいぐらいです。ただ、その現状は御理解いただきたい。差異が非常にあるという形にはなっています。

○八田座長 最初は税のことはいいから、とにかく自由に色々な制度設計ができるような仕組みにしてもらいたいということですね。ただし、そのためには、一定のチェック機構というものが付随して必要だろう。それが特区の中で実験的に始めてもらいたいということですね。

○桃井代表取締役社長 あと、工藤先生がおっしゃったように、我々も自覚していますので、この五つを並列に考えているわけではなくて、絞り込みを我々も図らなければいけないと思うので。

○工藤委員 公設民営というところに行くのだったら、公が抱え切れないでいる非常に難しいところに関して、しっかり民としてどういうことができるかはっきりさせたほうがいい。

○坂村委員 それはすごいクリアですね。そういうふうにおっしゃったほうが何となく分かるけれども、株式会社の枠で学校をやりたいというのにこだわるはどうしてなのかなといまだに。

○桃井代表取締役社長 税金を払いたいと言うと変ですか。

○八田座長 とにかく学校法人というのはものすごく不透明な部分があるのです。会計的にも公開性が乏しい。利益が出ない代わりに理事長が随分お金をもらっていたり、その所得が公開されていなかったり。

○桃井代表取締役社長 幸か不幸か、私どもの親会社が公開企業なものですから、そうすると、いわゆる色んなコンプライアンスから何から、公開企業並みの水準で管理されていますので、そういう意味で、株式会社も心配のように色んな株式会社がありますので。

○坂村委員 全ての学校法人をやめてしまって、全部株式会社にして、ある条件を満たすという審査を厳しくして、それをやったところはどういう組織でも援助がもらえるようにするというのはいいということですか。根本的に、学校法人全廃止みたいな話ですか。

○桃井代表取締役社長 いや、そんなふうには思っていません。

○坂村委員 だから、その条件を満たさなければダメという審査を逆に厳しくして、こういう条件でなければダメだというふうにして、そうすれば、学校法人でなくても、どういう法人でもある程度のことをやっているところは何とかしてくれということかなと思ったのですが、そうではないのですか。

○桃井代表取締役社長 おそらく話が具体的になると、坂村先生の御心配されたこといくつか我々も持っているので、そうなるかもしれないです。ただ、我々はそれを望んでいるわけではない。

○坂村委員 何も審査なくて、何でも自由にやってはまずいではないかとみんな思ってしまうでしょうね。

○桃井代表取締役社長 我々自身も自己チェックしているぐらいですから、ただ、それが第三者的に見て、先ほど申し上げたように公開企業も同じことですね。コンプライアンスはまさしくそうですから。だから、そういうことは我々も。ですから、例えば、一例ですけども、Pマークとかプライバシーマークも私ども学校としては全国で4校目ですが、取得をしましたし、坂村先生のおっしゃることは必要だと感じております。

○八田座長 学校法人の場合、例えば、地方では、私立の小学校とか中学校が極端に少ないですね。これは県ごとにある私学審議会というところが学校設立の審査をするのですが、その審議会のメンバーが既存の私学だから、新しい私学を入れようとしなからずです。何か条件をクリアすればいいというならいいのですけれども、裁量の余地が大きい。

○坂村委員 条件をクリアすればいいというふうにしたほうがいい感じですね。

○桃井代表取締役社長 おそらくそうすると、今、八田先生がおっしゃったように、逆に今度は、私学がそういうことを反対するかもしれません。その辺がクリアになると、今みたいな反対の仕方ができなくなってしまうから。

○八田座長 私学審議会の構成を変えるというのは難しいから、それをバイパスしようということ。特区では、基準を明確にしてチェックすることによって、そういう私学審議会とかをパスしなくても、設立できるようにしようというわけです。

○工藤委員 私は公共が今やり切れなくなっているところにきちんと入り込むほうが、私学と闘わないほうが良いと思います。

○桃井代表取締役社長 いや、闘いたくないと思っています。

○八田座長 非常に明快に分かりました。どうもありがとうございました。